

資料提供	
令和7年11月26日	
担当課 (担当者)	感染症対策センター (壱岐・虎尾)
電話	0857-26-7153

県内における水痘(みずぼうそう)注意報の発令

感染症発生動向調査における水痘(みずぼうそう)の集計速報値(令和7年第47週:11月17日～11月23日)で、下記のとおり西部地区の患者報告数が注意報開始基準値である1定点当たり1人を超えたことから、本日、県内全域に水痘注意報を発令しました。

今後も流行が継続するおそれがありますので、県民の皆さんにおかれましては、手洗い等の取組による感染予防・感染拡大防止に御協力をよろしくお願いします。

記

1 発令地区

鳥取県全域

2 令和7年第47週(11月17日～11月23日)の定点当たりの患者数

区分	全県	東部地区	中部地区	西部地区
定点当たりの患者数	0.58人	0.00人	0.50人	<u>1.29人</u>
患者数	11人	0人	2人	<u>9人</u>

3 県民の皆さんへのお願い

- 発熱、発疹などの症状があった場合は、早めに医療機関を受診しましょう。
- 予防策として、予防接種(水痘ワクチン)が有効です。
 - ・定期接種の対象の方は、早めに接種しましょう。
 - ・水痘に感染した人と接触した場合、3日以内にワクチンを接種することで、発症を予防できる可能性があります。
 - また、石けん等での手洗いや、患者が触れた手すり等はアルコール等で消毒をしましょう。

4 水痘とは

○水痘とは、水痘・帯状疱疹ウイルスによって起こる感染症です。

○水疱(すいほう)化する発疹が特徴的な病気です。約2週間の潜伏期を経て発症します。子どもでは、発疹が初発症状のことが多く、成人では、発疹出現前に1～2日の発熱と全身倦怠感を伴うことがあります。

○感染力は強く、接触感染、飛沫感染あるいは空気感染により、人から人へ感染します。発疹出現の1～2日前からすべての発疹がカサブタになるまで感染力があります。

<参考>

1) 注意報・警報について

以下の基準を参考に注意報・警報を発令・解除する。なお、基準値は、国に同じ。

	基準値	要件
注意報	定点あたりの患者数 <u>1人</u>	注意報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
警報	定点あたりの患者数 2人	警報開始基準値を超えた保健所の人口の総計が県全体の人口の30%を超えた場合
解除	定点当たりの患者数 1人	警報終息基準値を超える保健所の人口の総計が県全体の人口の30%未満となった場合

《今回の例》

・西部地区で注意報発令の基準値1人を超えたことから、注意報発令基準を満たす。

⇒ 注意報を発令する。

・鳥取県の推計人口(鳥取県人口移動調査:令和7年11月1日現在)

地区	人口	人口割合
東部地区	212,421人	40,5%
中部地区	92,166人	17,6%
西部地区	219,685人	41,9%
合計	524,272人	100%

2) 過去の注意報発令日 注意報発令:令和7年10月29日→注意報解除日:令和7年11月12日

3) 県内の定点医療機関:19の小児科の医療機関(東部8、中部4、西部7)

4) 定点あたり患者数とは、1週間に水痘(みずぼうそう)で定点医療機関を受診した1定点当たりの患者数

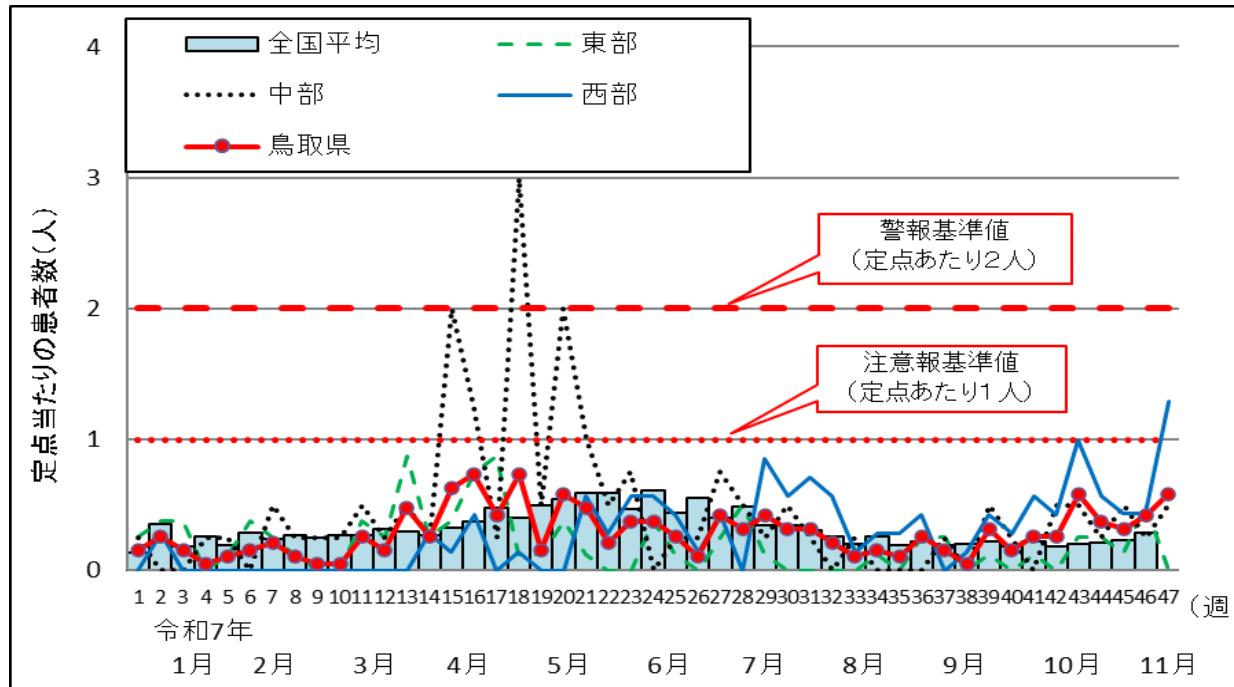
水痘の流行状況

1 鳥取県と全国の水痘患者発生状況(定点あたりの患者数、単位:人)

週	9月				10月					11月		
	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47
鳥取県	0.26	0.16	0.05	0.32	0.16	0.26	0.26	0.58	0.37	0.32	0.42	0.58
全国	0.22	0.19	0.20	0.22	0.18	0.22	0.18	0.20	0.21	0.23	0.29	集計中

○鳥取県の小児科定点医療機関は19、全国の定点医療機関は約2,000あります。

2 地区別発生状況グラフ



3 年次別発生状況グラフ

